

自家用電気工作物保安管理要領

I 委託業務の内容について

- 1 受注者が実施する保安管理業務は、次の2及び3を除き次の(1)～(8)によるものとする。
 - (1) 特記仕様書4に掲げる電気工作物において、受注者の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）は、発注者の定める保安規程に基づき、保安管理業務を自から実施するものとする。
 - (2) 保安管理業務は、別紙に記載されている保安業務担当者が実施するものとする。
 - (3) 特記仕様書4に掲げる電気工作物の維持および運用について、定期的な点検、測定及び試験を別紙「自家用電気工作物点検要領」（以下「点検要領」という。）のとおり行うほか、発注者及びその従事者に定期的な点検等において異常等があったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、修理、改造等の指示又は助言を行うものとする。
 - (4) 特記仕様書4に掲げる電気工作物に事故及び故障の発生や発生するおそれがある旨の連絡を、発注者又はその従事者から受けた場合には、応急措置を指導するとともに、次のアからエまでに掲げる処置を行うものとする。
 - ア 現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示
 - イ 事故及び故障の状況に応じた臨時点検
 - ウ 事故及び故障の原因が判明した場合は、再発防止対策に関する指示又は助言
 - エ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、その報告についての指示
 - (5) 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に次のア及びイに掲げる処置を行うものとする。
 - ア 警報発生時の原因を調査し、その適切な処置を行う。
 - イ 警報発生時の受信記録を3年間保存する。
 - (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行う。
 - (7) 特記仕様書4に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを助言する。
 - (8) 特記仕様書4に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査に立会いして確認し、必要に応じそのとるべき措置を発注者に助言する。
 - (9) 特記仕様書4に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて点検要領に定めるところにより工事期間中の点検を行い報告するとともに、必要に応じてそのとるべき措置を発注者に助言する。
- 2 次の(1)から(4)までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつその記録が保安業務担当者に確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。

このほか、受注者は当該電気工作物の保安について、発注者に対し助言を行なうことができるも

のとする。

(1) 設備の特殊性のため、専門の知識および技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物

ア 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機および昇降路内の設備等

イ 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等

ウ 構造上内部点検のできない密閉型防爆構造の機器

エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

オ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(2) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物

ア 点検時現場に設置されていない移動式機器等

イ 点検時に著しい危険の伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等

ウ 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線および機器等

エ 業務上の都合等発注者の事由で乙が立入りできない場所に設置された機器等

オ 情報管理のため立入が制限される場所

カ 衛生管理のため立入が制限される場所

キ 機密管理のため立入が制限される場所

(3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

(4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器およびそれに付随する配線器具等については、1によるほか、発注者が確認を行うものとする。

II 点検の頻度について

工事期間中の点検の頻度は週1回以上とする。

III 連絡責任者等について

- 1 発注者は、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のために、受注者と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故等がある場合に、その業務を代行させるため代務者を定め、その連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、原則として連絡責任者又は代務者を受注者の行う保安管理業務に立会わせるものとする。
- 5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000kVA以上の場合は、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとする。

IV 保安業務担当者の資格等について

- 1 受注者は、特記仕様書 4 に掲げる電気工作物の保安業務担当者は、経済産業省告示第 249 号（平成 15 年 7 月 1 日）第 1 条の規定に適合する者をあてるものとする。
- 2 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 3 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 4 受注者は、前各項で定める保安業務担当者（氏名および生年月日ならびに主任技術者免状の種類および番号）及び受注者の事業所への連絡方法を書面をもって発注者に知らせ、発注者は面接等により本人の確認を行うものとする。

なお、保安業務担当者の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。

V 発注者・受注者の協力および義務について

- 1 発注者は、受注者の実施した保安管理業務の結果について、保安業務担当者から報告を受け、その記録（当該業務を実施した保安業務担当者の氏名を含む。）を確認し、保存するものとする。
- 2 発注者は、受注者が報告及び助言した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、その結果を検収し記録しておくものとする。その保存については本要領Ⅸの規定による。
- 3 受注者は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

VI 通知について

- 1 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に通知するものとする。
 - (1) 代表者又は特記仕様書 2 に掲げる事業場の名称及び所在地に変更があった場合
 - (2) 連絡責任者及び電気の保安に関する組織に変更があった場合
 - (3) 契約対象電気工作物を変更する場合
 - (4) 法令に定める技術基準に適合しない事項が判明した場合
 - (5) 災害又は電気事故及び異常が発生した場合
 - (6) 工事の実施及びそれに係る竣工検査を行う場合
 - (7) 電気事業法に基づく立入検査が行われる場合

VII 協議について

- 1 発注者及び受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、双方が協議するものとする。

この場合、発注者は受注者の意見を尊重し、受注者は発注者に協力するものとする。

 - (1) 契約対象電気工作物等を変更しようとする場合
 - (2) 電気工作物の工事・維持及び運用に関する計画を策定しようとする場合
 - (3) 電気工作物の工事計画の作成及び使用前自主検査ならびに竣工検査を実施しようとする場合
 - (4) 電気工作物の巡視、点検及び試験に関する年度実施計画を作成しようとする場合
 - (5) 電気工作物の保安に関する報告書を関係官庁に提出しようとする場合
 - (6) 保安規程及び細則を変更しようとする場合
 - (7) 受注者が保安管理業務委託料等を変更しようとする場合

VIII 備品、機材等の整備について

発注者は、受注者と協議のうえ発注者の負担において電気工作物の保安管理に必要な備品、機材及び消耗品を整備するものとする。

IX 記録の保存について

受注者が実施し報告した保安管理業務実施結果の記録等は、発注者・受注者双方において3年間保存するものとする。

X 事業場への立入りについて

- 1 受注者は、保安管理業務のため、特記仕様書2に掲げる事業場に立入り、必要な業務を実施することができるものとし、発注者はこれに協力するものとする。
- 2 受注者は保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、発注者に提示後業務を実施するものとする。ただし緊急の場合はこの限りでない。

X I 機密の保持について

受注者又は受注者の従業員は本契約の履行にあたり、知り得た発注者の機密を他に漏らしてはならない。

X II 契約期間内の変更等について

発注者及び受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内であっても契約を変更することができる。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 非常用予備発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 発電所の発電機定格容量、定格電圧もしくは原動機の種類が変更され又は新たに設置された場合
- (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 発注者が保安規程を変更する場合

X III 契約の解除等について

発注者は、特記仕様書4に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合
- (2) 保安管理業務外部委託の承認が取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7,000Vをこえた場合
- (5) 発電所の出力が1,000kW以上となった場合
- (6) 構外にわたる配電線路の電圧が600Vをこえた場合